

放 課 後 子 ど も 育 成 教 室 登 録 申 込 書

年 月 日

広 陵 町 長 殿

保護者 住 所 広陵町
氏 名
電 話

放課後子ども育成教室への登録を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

登 録 児 童 名	ふりがな	性 別		男 ・ 女	
	氏 名	障がい	有 ・ 無	疾 病	有 ・ 無
生年月日	年 月 日	学校名・学年	小学校		年生

(令和9年4月時点)

家庭の状況(登録児童の世帯員)

続柄	氏 名	年齢	勤務先又は学校名等	電話番号	勤務時間
					時 分 ~ 時 分
					時 分 ~ 時 分
					時 分 ~ 時 分
					時 分 ~ 時 分
					時 分 ~ 時 分
登録希望期間 (希望する区分に☑をつけてください)		☐通年利用(4月1日~3月31日) ☐長期休業期間中のみ利用 (夏休み7月~8月、冬休み12月~1月、春休み3月)			
登録希望理由 (該当の番号に○をつけてください) 1. 就労のため 2. その他 ()		利用希望時間(希望する時間に☑をつけてください) ☐ 午後5時00分まで利用 (4,000円) ☐ 午後5時30分まで利用 (4,500円) ☐ 午後6時00分まで利用 (5,000円) ☐ 午後6時30分まで利用 (5,500円) ☐ 午後7時00分まで利用 (6,000円)			
単身赴任世帯 該当 ・ 非該当		保護者の通勤手段及び通勤時間は以下のとおりです。			
生活保護の適用 有 ・ 無		父 ☐電車☐バス☐自動車☐その他() 通勤時間:片道(時間 分)			
ひとり親家庭 該当 ・ 非該当		母 ☐電車☐バス☐自動車☐その他() 通勤時間:片道(時間 分)			
		その他 ☐電車☐バス☐自動車☐その他() () 通勤時間:片道(時間 分)			

※ 保護者が就労等により留守家庭となる場合は、就労証明書を添付して下さい。

放課後子ども育成教室利用に関する同意書及び誓約書

1. 放課後子ども育成教室利用時は、登録申込書及び時間変更届で申請した利用時間を超えて利用しません。
2. 登録している利用可能時間を超える利用が必要となった場合や利用を休止する場合は、該当する月の前月25日までに時間変更届又は利用休止届を提出します。
3. 登録している利用可能時間を超えて利用したときは、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。
4. 連続して2か月以上の利用休止はできないことを了承し、2か月以上連続して利用休止しようとする場合は、放課後子ども育成教室登録削除届を提出し利用登録を削除します。
5. 放課後子ども育成教室の利用登録を削除する場合は、放課後子ども育成教室登録削除届を提出し、利用料を完納します。
6. 正当な理由なく放課後子ども育成教室の利用料（以下、「利用料」という。）を滞納しません。やむなく期日までに納付できない場合はその旨を申し出ます。
7. 正当な理由がなく利用料を3か月以上滞納したときは、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。
8. 利用料の滞納が発生した場合は、滞納している利用料の支払いが完了するまで、広陵町長から支給を受ける児童手当及び特例給付を滞納している利用料の支払いに充てることを承諾します。
9. 申請児童に関するアレルギーや障がい等のクラブ運営上必要な情報であって、広陵町や小学校が保有する情報の提供をクラブや運営業務委託業者が受けることについて同意します。
10. 利用中、登録児童が独断で敷地外へ出た場合について、広陵町やクラブは一切の責任を負いません。
11. その他、登録児童及びほかの登録児童の安全が確保できず、運営に支障が生じ、利用が困難であると広陵町が判断した場合は、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。

【放課後子ども育成教室利用申込確認における確認事項】

- ① 就労証明書の内容について、記入者に確認させていただく場合があります。
- ② 登録選考は、「広陵町放課後子ども育成教室登録選考等に関する要綱」に基づき行われます。
- ③ 必要に応じて、希望児童の心身の健康状態等を関係機関に確認及び共有させていただく場合があります。

【就労証明書の添付を省略する場合】

- ☐ 同年中に行われた保育園の次年度新規入所申込みにおいて就労証明書を提出したため、添付を省略します。なお、保育園の次年度新規入所申込みで就労証明書を提出していない場合、選考時の指数が0点になることを理解しています。

上記について、確認・了承のうえ署名します。

年 月 日

保護者氏名 _____